(仮称) 台東区駐車場整備計画検討委員会設置要綱

6台都都第1015号 令和7年2月3日

(設置)

第1条 駐車場整備の在り方を示す「(仮称) 台東区駐車場整備計画」(以下「整備計画」という。)の策定に向けた検討を行うため、(仮称) 台東区駐車場整備計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 区長は、次に掲げる事項について、委員会の委員から意見を聴取するものとする。
 - (1) 整備計画の策定に関する事項
 - (2) その他区長が必要と認める事項

(構 成)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者及び別表に掲げる職にある者をもって 構成する。
 - (1) 学識経験を有する者 2名以内
 - (2) その他東京都台東区長(以下「区長」という。)が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、第3条に掲げる者のうちから、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

- 第5条 委員長は、会議を招集し、これを主宰する。
- 2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは 説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、会議の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他委員長が指 定する方法により会議を行うことができる。
- 4 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議及び会議録等の取扱い)

第6条 委員会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下これらを「会議録等」という。)は、公開する。ただし、委員長が特に必要があると認めたときは、会議録等を公開しないことができる。

(任期)

第7条 委員長、副委員長及び委員の任期は、第1回の委員会の日から整備計画 の策定が終了する日までとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、都市づくり部都市計画課に置く。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、区長が別 に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年2月5日から施行し、整備計画の策定が終了する日をもって廃止する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に最初に開催 される会議は、区長が招集する。

別表(第3条関係)

委	員	上野警察署 交通課長
委	員	浅草警察署 交通課長
委	員	蔵前警察署 交通課長
委	員	下谷警察署 交通課長
委	員	東京都都市整備局 都市基盤部 交通計画調整担当課長
委	員	東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課長
委	員	台東区 都市づくり部長
委	員	台東区 土木担当部長